

(案)

岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と（ ）（以下「乙」という。）は、岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、南昌みらい高等学校部活動バス運行業務の実施について受託したことに伴い、岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務委託仕様書に従い、これを誠実かつ確実に実施しなければならない。

第2 委託契約期間は令和7年9月24日から令和8年2月27日までとする。

第3 委託料は業務1運行につき下記の金額とする。

名 称	1 運行当り運賃(円)
運行パターンA	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）
運行パターンB	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）
運行パターンC	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）
運行パターンD	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）

2 1運行における距離制運賃単価、距離、時間制運賃単価及び時間の内訳は別記のとおりとし、甲の指示により当該距離又は時間を超えて運行する場合は、超過した距離又は時間に応じた金額を別途精算することとする。

3 委託料は、1月毎に支払うものとし、支払金額は、第1項の1運行当り運賃に当該月の運行回数を乗じて得た額とする。

第4 契約保証金は、 円とする。

第5 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し特に必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、毎月の委託業務が完了した場合は、速やかに「岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務実績報告書」（様式1）、「岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務内訳書」（様式2）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地検査を行い、委託業務の実施状況が当該契約に適合するか検査を行うものとする。

第7 甲は第6第1項の規定による書類を受理した場合において、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認められるときは、これに適合させるための措置を乙に対して指示するものとする。

2 乙は前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第6第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第8 毎月の委託料の請求は第6第2項の規定（第7第3項の規定により準用する場合を含む。）による検査に合格した後に「岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務委託料請求書」（様式3）により行うものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、その日から起算して30日以内（以

下、「約定期間」という。)に、委託料を支払うものとする。

第9 甲は、自己の責に帰すべき事由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、当該未払い額につき、年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

第10 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第5若しくは第7第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第11 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第12 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければ

ばならない。

第 13 乙は、第 10 又は第 11 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第 14 乙は、第 13 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第 15 甲は、乙がその責に帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、乙から違約金を徴収することができるものとする。

2 前項の違約金の額は、委託料から履行部分又は履行部分相当額を控除した額に対し、年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

第 16 乙は、この契約によって生じる権利、若しくは義務を第三者に譲渡し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

第 17 乙は、この契約の履行について、やむを得ず契約内容の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする時は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、乙に対して前項に定めた受託者、又は下請人が履行に際して不適当と認めるときは、その変更を求めることができるものとする。

第 18 部活動バスの運行業務中における交通事故については、自動車損害賠償保障法(昭和 30 年 7 月 29 日法律第 97 号)に基づき、乙が直接被害者に賠償の責をとるものとする。ただし、同法第 3 条ただし書の免責要件を満たした場合には、この限りではないものとする。

第 19 乙は、運行業務中に車両が故障等により運行不能となった場合は、速やかに代車を確保するものとする。

第 20 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県立南昌みらい高等学校
校長 菊池 勝彦

乙 住所
氏名

[別記]

令和7年9月24日から令和8年2月27日

名 称	距離制 運賃 (1km当 り)(円) (a)	距離 (km) (b)	時間制運賃 (1時間当り) (円) (c)	時間 (時間) (d)	一運行当 たりの所 要台数 (E)	1回当り運賃 (円) ((a)*(b)+(c)* (d)) * (E)
運行パターン A						
運行パターン B						
運行パターン C						
運行パターン D						

上記金額は消費税及び地方消費税を含まないものであること。

岩手県立南昌みらい高等学校長 様

所在地
名 称
代表者名 ㊞

岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務実績報告書
岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務実績について、下記のとおり報告します。

令和 年 月分

項 目		運行パターン				合計回数	備 考
日	曜	A	B	C	D		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
運行パターン 毎の計							

様式 2

岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務内訳書			
(年 月分)			
名 称	1 運行当り単価 (消費税込)	運行回数	金額
パターン A			
パターン B			
パターン C			
パターン D			
合 計			

様式 3

令和 年 月 日

岩手県立南昌みらい高等学校長 様

所在地

名 称

代表者名

印

岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス
運 行 業 務 委 託 料 請 求 書

「岩手県立南昌みらい高等学校部活動バス運行業務委託契約書」に従って実施した当該業務の委託料について、下記のとおり請求します。

記

委託料請求額

令和 年 月分 金 円

(内訳は様式2のとおり)

振込先口座